

小規模多機能型居宅介護ふるさと 利用料金表

令和6年6月1日 現在

(単位:円)

		金額	内容等	
基本料金	同一建物に居住する者 の場合	要支援 1	3,450/月	
		要支援 2	6,972/月	
		要介護 1	10,458/月	
		要介護 2	15,370/月	
		要介護 3	22,359/月	
		要介護 4	24,677/月	
	以外に 対 して	要介護 5	27,209/月	
		同一建物に居住する者 の場合 に 対 して	要支援 1	3,109/月
			要支援 2	6,281/月
			要介護 1	9,423/月
			要介護 2	13,849/月
			要介護 3	20,144/月
	要介護 4		22,233/月	
	短期 利用	要介護 5	24,516/月	
		要支援 1	424/日	
		要支援 2	531/日	
		要介護 1	572/日	
		要介護 2	640/日	
		要介護 3	709/日	
	要介護 4	777/日		
	要介護 5	843/日		
初期加算		30/日	登録した日から30日以内	
身体拘束廃止未実施減算		▲1/100	身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合	
高齢者虐待防止措置未実施減算		▲1/100	虐待の発生又はその再発を防止する為の委員会、指針整備、研修等の未実施の場合	
業務継続計画未策定減算		▲1/100	感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供継続及び業務再開の計画策定の未実施の場合	
認知症加算 (Ⅰ) … 要介護者のみ		920/月	認知症自立度Ⅲ以上、認知症介護実践リーダー研修等配置、認知症介護指導者研修終了者配置の場合	
認知症加算 (Ⅱ) … 要介護者のみ		890/月	認知症自立度Ⅲ以上、認知症介護実践リーダー研修等配置の場合	
認知症加算 (Ⅲ) … 要介護者のみ		760/月	認知症自立度Ⅲ以上	
認知症加算 (Ⅳ) … 要介護者のみ		460/月	認知症自立度Ⅱの場合	
看護職員配置加算 (Ⅰ) … 要介護者のみ		900/月	常勤・専従の看護師を1名以上配置している場合	
看取り連携体制加算 … 要介護者のみ		64/日	看護職員配置加算 (Ⅰ) を算定し、看護師との24時間連絡体制が確保され、看取り期における対応方針を定め利用開始の意向を待っている場合	
訪問体制強化加算 … 要介護者のみ		1,000/月	訪問する従業者が2名以上で、1月あたりの訪問回数が200回以上。同一建物以外の利用者が50%以上の場合。	
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ)		1,200/月	個別計画を随時適切に見直し、地域における活動への参加の機会が確保されている場合	
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ)		800/月	(Ⅰ)に加え、生活支援のサービス、地域住民との相談、事例検討会、研修会の実施、地域支援事業等に参加している場合	
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)		100/月	リハビリテーションを実施している医療提供施設の療法士等の助言を受け計画を作成し定期的に助言を受ける	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)		200/月	リハビリテーションを実施している医療提供施設の療法士等が定期的に利用者宅を訪問し心身状況等の評価を共同で行う	
若年性認知症利用者受入加算		800/月 (予防) 450/月	若年性認知症の方を受入れ、個別の担当者を定めた場合	
口腔・栄養スクリーニング加算		20/回 (6月に1回を限度)	利用開始時及び6月ごとに栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報を提供した場合	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)		(短期利用以外) 750/月 (短期利用) 25/日	介護福祉士70%以上、または勤続10年以上介護福祉士25%以上	

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（短期利用以外） 640/月	介護福祉士50%以上
	（短期利用） 21/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（短期利用以外） 350/月	介護福祉士40%以上、常勤職員60%以上、勤続7年以上の者が30%以上のいずれか
	（短期利用） 12/日	
科学的介護推進体制加算	40/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働者に提出し、活用していること
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100/月	（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取り組みによる成果がある・職員間の適切な役割分担・複数のIT機器の導入・1年以内毎に取組データの提出がなされている場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10/月	利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や生産性向上の取組に基づいた改善活動を行っている・IT機器を1つ以上導入・1年以内毎に1回、業務改善の取組データの提出がなされている場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	上記利用料金合計に14.9%乗じた額	算定基準を満たした場合
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	上記利用料金合計に14.6%乗じた額	算定基準を満たした場合
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	上記利用料金合計に13.4%乗じた額	算定基準を満たした場合
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	上記利用料金合計に10.6%乗じた額	算定基準を満たした場合
居 住 費	2,200/泊	
食 費	朝食-400、昼食-600、夕食-600 /日	
水道光熱費	500/泊	

■ その他

☆レクリエーション、クラブ活動

ご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加した場合の材料費、入場料等の実費

※ 利用料金（基本料金及び各種加算額）は、自己負担割合が1割の場合について記載しています。各ご利用者の利用料金は、介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合に応じた金額となります。